

日野町建設工事請負契約約款新旧対照表

現行	改正案
<p>(天災その他の不可抗力による損害)</p> <p>第24条 <u>暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的または人為的な事象（設計図書で基準を定めたもの</u> <u>あつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と受注者の</u> <u>いずれの責めにも帰すべからざるもの（以下「天災その他不可抗力」という。）</u> <u>により、工事の出来形部分に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を発注者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび火災保険その他の保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面をもって請負代金額の変更または損害額の負担を求め</u> <u>ることができる。</u></p> <p>4 <u>発注者は、前項の規定により受注者から請負代金額の変更または損害額の負担の請求があつたときは、当該損害額（工事の出来形部分であつて第32条第2項による検査または立会その他受注者の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下この条において「損害額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担</u> <u>しなければならない。</u></p> <p>5 <u>損害の額は、損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、</u></p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第24条 <u>工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたもの</u> <u>にあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のい</u> <u>ずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可</u> <u>抗力」という。）により、工事目的物、仮設物または工事現場に搬入</u> <u>済みの工事材料もしくは建設機機器具（以下この条において「工事目</u> <u>的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発</u> <u>生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</u></p> <p>2 発注者は、前項の<u>規定による</u>通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび第41条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 <u>受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害</u> <u>による費用の負担を発注者に請求することができる。</u></p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第12条第2項、第13条第1項もしくは第2項または第32条第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）および当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策または災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</p> <p>5 <u>損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定</u></p>

残存価値がある場合には、その評価を差し引いた額として、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

6 数次にわたる天災その他不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の天災その他不可抗力による請負代金額の変更または損害額の負担については、第4項中「当該損害額」とあるのは「損害額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 その他、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料および建設機械器具等に損害を生じたときは、その損害額の認定および負担割合等については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

8 天災その他不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において発注者が負担すべき額は、発注者と受注者とが協議して定める。

めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物または建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物または建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片づけに要する費用の額」とあるのは「損害の取片づけに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。